

関連条文抜粋

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日 法律第六十七号）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○船橋市都市公園条例（昭和39年10月7日 条例第42号）

（指定管理者による管理）

第11条 有料公園及び別表第3に掲げる公園の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前条の規定による指定に係る公園（以下「指定管理公園」という。）の施設及び設備の提供に関すること。
- (2) 第17条に規定する利用の許可に関すること。
- (3) 第24条に規定する利用料の収受に関すること。
- (4) 指定管理公園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他指定管理公園の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの（利用料）

第24条 利用者は、利用料として別表第5に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を指定管理者に前納しなければならない。

2 別表第5に掲げるもの以外のものに係る利用料は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

（利用料の収入）

第25条 利用料は、指定管理者の収入とする。

（使用料等及び利用料の減免）

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (2) 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 前項第1号又は第2号のいずれかに該当する者が利用するとき。
- (2) その他市長が必要があると認めるとき。